

告 示

埼玉県告示第千三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月二十八日認可した。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

久喜市